

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成27年9月28日(月) 14:00~17:00

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 大澤英一, 大森龍一郎, 小山新造, 中野聖子, 水谷豊, 森本恵子, 田中啓義, 坂本順彦(兼務), 中川博之(兼務)

(家裁委員) 河合衛, 木下理恵, 鈴木洋子, 竹内輝明, 田中伸治, 田村健吉, 北岡秀晃, 坂本順彦(兼務), 中川博之(兼務), 西垣昭利

(事務局等) 地裁 木太部総括裁判官, 角間民事首席書記官, 新出刑事首席書記官, 上西主任書記官, 山口書記官, 秋田事務局長, 森岡事務局次長, 小西総務課長, 児島総務課課長補佐, 酒井文書係長, 溝上事務官

家裁 大垣家裁首席書記官, 大橋首席家裁調査官, 岩崎主任書記官, 松山主任家裁調査官, 倉持書記官, 中辻事務局長, 福富事務局次長

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局等)

(1) 所長挨拶

(2) 意見交換

ア 地方裁判所委員会関係

テーマ「配偶者暴力等に関する保護命令手続について」

- ・ 裁判所から, 配偶者暴力等に関する保護命令手続について説明し, 意見交換を行った。

○ 保護命令の期間は6か月間と聞いたが, それ以降, 何か新たな問題が起こったらどうするのか。期間の延長はできないのか。

● 暴力が継続するおそれがある場合は, 再度の申立てができる。

□ 再度の申立ての実情はどうか。

● 当庁では, 平成26年度は, 再度の申立てが5件あり, 全て認容されている。

○ 保護命令は5種類あるとの説明だったが, 同時に複数の種類の命令が出されるのか。それとも状況が変わるたびに命令が追加されていくのか。

また, 暴力を受けている人が, 保護命令を申し立てるまでに耐えていた期間というのは, どのくらいの期間になるのか。

● 後から追加で申し立てることになると, 同じ手続を再度経なければならないので, 多くの場合は, 同時に複数の申立てをすることが多い。

暴力をふるわれてから申立てまでの期間については, 裁判所では統計を取っていないので, 正確なことはお答えできないが, 1回の大きな暴力で

危険を感じて警察等に相談し、申し立てる人もいるし、1年くらいしてから申し立てる人もいる。申立てまでに期間がかかる人の中には、暴力を受けても、自分が悪いからだと考えてしまう人もいるようだ。そういう人は、誰かに相談し、警察や配偶者暴力支援センターに行ったことがきっかけで、保護命令手続のことを知り、申し立てることが多い。

○ 身体に対する暴力というが、言葉の暴力についてはどうか。また、平成25年から同棲関係にも法律が適用されるようになったとのことだが、同棲とまではいかないような場合、単に交際しているような場合はどうか。

● 言葉の暴力も「暴力」ではあるが、そのうち生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいものが、保護命令の対象となる。

単なる交際か同棲かは、生活の本拠を共にしているかどうかで線引きされることとなる。同棲関係における保護命令は、当庁で取り扱った事例はないが、例えば、親族を引き取って面倒をみている場合や、ルームシェアや寮等は対象とならないだろう。

○ 同棲とまではいかず、保護命令の対象にならなかった場合、ほかにどのような規制があるのか。

○ ストーカー規制法等があると思われる。

○ 効果の点で、保護命令の実効性はどうか。刑罰との関係はどうなるのか。

● 暴力を加え、傷害を負ったということになれば、傷害罪等の適用があるかもしれないが、今回は、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）で定められた罰則が適用された場合について説明させていただく。当庁では、平成26年度にDV防止法違反として起訴された事例はない。全国では、27件の事例があった。

○ 弁護士としては、保護命令が発令されると、当事者が大人しくなるというケースを見受けるので、効果はあるのではないか。

□ 他庁では、DV防止法違反で、逮捕状が請求される事案も多少あり、悪質な場合は捜査がされているので、一定程度効果があると考えている。

○ 配偶者暴力支援センターに相談があった約10万件のうちの約3000件について保護命令の申立てがされているとのことだが、他にも様々な対処方法があるから、相談件数に比べてそれだけ少ない結果になっているのか。

また、先程、事案によって、まず警察に行くべき事案、配偶者暴力支援センターに相談に行くべき事案に分かれると説明されていたと思うが、そのような理解でよいか。

● 平成26年度は、配偶者暴力支援センターへの相談が10万2963件あったが、その中には、言葉の暴力や無視等の精神的な暴力に対する相談も含まれている。保護命令を申し立てるとなると要件が絞り込まれてくるので、相談件数よりも申立件数がかなり少なくなっていると思われる。

相談先については、危険が差し迫っているときは、まず暴力を停止することが重要で、そのために警察に相談することになるだろうが、避難先やこれからの生活を相談するとなると、配偶者暴力支援センターということになるだろう。

- 危険が差し迫っていれば警察という説明は分かるが、保護命令も短期間で命令が発令され、実効性があるとのことであるから、両者の関係をどのように考えればよいのか。
- 危険が差し迫っている場合は、まず警察に行き、その後に裁判所に保護命令を申し立てるという流れになる。
- 緊急事態があったときは、まず警察に行ってもらって、その後、配偶者暴力支援センターに行って保護してもらい、落ち着いたら裁判所に申立てをするという流れになると思われる。
- 保護命令だけでは、トラブルの解決にはならないと思う。昨年度は、奈良で約30件の申立てがあったとのことだが、命令が出た後、頭を冷やして解決に向かったのか、それ以外のところで解決に向かったのか。
- 保護命令は、現在行われている暴力を止めることが目的であり、原因の解決とは趣旨が異なる。原因については、例えば夫婦関係に問題があり、婚姻関係を解消するのなら、別途調停や訴訟を申し立て、解決するという方法を選択することになるだろう。
- 趣旨は分かるが、実情としてはどうか。
- 最終的には離婚という形で解決することが多いのではないかと思う。
- 弁護士の下に来る相談者の中には、保護命令発令後に来て離婚調停を申し立てる人もいれば、その前の段階で相談に来て、保護命令と離婚調停を同時に申し立てる人もいる。
- 家庭内暴力の事案は、暴力を振るった後、後悔して謝るが、また暴力を振るうという行為を繰り返すというパターンが多い。その場合には、保護命令を受けて頭を冷やしたとしても、暴力が収まることはないので、関係を切り離してしまうことが最終的な解決になる場合が多いと思う。
- 平成26年3月の家庭裁判所委員会で「ドメスティックバイオレンスと調停の運営について」としてDVを取り上げたが、離婚調停事件の中で保護命令の申立書が証拠として提出されるという事案もあり、家庭裁判所の事件とも関連してくる場合がある。家庭裁判所の立場からはどう感じているか。
- 家庭裁判所で離婚調停を担当していると、保護命令を申し立てるということは、当事者がかなりの覚悟をした場合であると感じる。保護命令は、相手方と同居したまま申し立てるということはなく、家を出て、避難場所を確保して初めて申し立てるものである。時系列でいうと、何回も殴られ、謝られて我慢し、また殴られてという経過をたどり、配偶者暴力支援センターに相談したり、避難場所を確保した後、最終決断として、公的機関の関与を求めるということになる。当事者が覚悟を決めたときとみたほうがよい。
- 一部の当事者かもしれないが、離婚事件を有利にすすめるために利用するといった事例もありうると思う。また、DVという言葉ができたから、それに当てはめて申し立てる当事者もいるのではないか。診断書等の客観的な証拠がない場合、判断が難しいという話があったが、難しい部分をどのように判断しているのか。また、奈良では8割が発令され、残りの2割は発令され

なかったということだが、どういう事例が認められなかったのか。

- 平成26年度は、却下が1件、取下げが5件で、認容率は82パーセントであった。認容されなかった事例をみると、被害が少なく、暴力が1回だけであった、相手方が病気で失明のおそれがあった、子への接近禁止で、対象の中学1年生の子が相手方のところへ自発的に週1回会いに行っていた、再度の申立てで、相手方が就職先が決まったことを知らせるメールを1回送信したのみであったという事例が挙げられるが、類型化するのには難しい。

各事件が要件にあてはまるかどうかで判断するが、保護命令は、証拠が少ない中で、極めて短期間に判断する必要があるという難しさがある。申立人は相当の覚悟をもって申し立てているので、信憑性が高いと一般的には考えられるが、相手方の事情を聞いた際、私はそんなことをしていないと言われると、客観的な証拠が乏しい場合は、認定するのが難しくなる。特に、相手方が弁護士に依頼した場合には、もっともな反論をしてくることも多い。言葉の暴力については、相手方の発言を録音していた証拠が提出されたものの、相手方が英語で話していたので、危害のおそれがあるかどうか、翻訳論争のような状態になり、判断に困ったという事例を経験したこともある。

- 申立人に年齢的な特徴はあるのか。また、家族構成について、子どもがいる家庭が多いなどの特徴はあるのか。子どもの虐待事件が多く起こっているが、虐待する親の中には、その親から虐待を受けていたという事例も多いので、子どもへの影響があるのではないかと感じた。
- 奈良地裁の平成26年度の申立人の性別はすべて女性で、年齢は、下は21歳、上は60歳、平均は39歳となっている。相手方はすべて男性で、下は27歳、上は63歳、平均は41歳である。男女とも一番多い層は30歳代で、次が40歳代である。子どもの有無について統計は取っていないが、接近禁止の申立てをする際に、申立人及び子どもについて接近禁止を申し立てた事例は、33件中13件であった。
- 審尋の際、裁判所に来た相手方は、どのような反応をすることが多いのか。
- 相手方の態度は様々で、すみませんと言う人もいれば、そんなことはしていないと否認する人もいる。また、暴力を振るったことは事実だが、理由があると述べる人もいる。ただ、裁判所に来て激高する人は少ないように思う。
- 命令を発令されても仕方がないと受け止めている人は、何割くらいか。
- 仕方がないと思う人が、七、八割くらいであると感じる。
- 保護命令手続の中で、裁判所がもう少し工夫できることはないか。御意見をいただければありがたい。
- 審尋の際、保護命令を申し立てた経緯を聞くとと思う。警察の関与についても聞くとと思うが、その際、警察がもう少しうまく指導していればここまでに至らなかったのではないかと推測されることもあるのではないか。警察との勉強会や連絡会は開催していないのか。
- 裁判所と配偶者暴力支援センターとの勉強会は開いている。将来的には、警察を含めた三者で連携するために、三者での勉強会を検討している。

- ストーカーの事案などで、警察に連絡していたにもかかわらず、殺人事件に発展してしまったという事件を耳にした際、何とか止める手立てはなかったのかと感じてしまう。そのような点をあらかじめ協議しておけばよいのではないかと思った。
- 裁判所は、被害者側をどう守るかという視点で動いており、加害者側にどのような措置をとるかとは異なる。外国には、裁判所が、加害者にカウンセリング命令を出すことができるところもある。加害者を押さえ込んで、加害者に変わろうとする意思がなければ変わることはできない。反省しても何度も暴力を振るうという結果になる。法制度的に言えば、今後は、日本もその方向で考えざるを得ないと思うが、今の段階では、制度が整備されていない。
- 保護命令制度は、婚姻関係や同棲関係で問題を抱える人がとりうる多様な選択肢の中の、有効な手段の一つという位置付けでよいか。そうでなければ30件は少ない。
- 有効な手段かと言われるれば、保護命令を申し立てても離婚調停を申し立てることができない人がいるので、全面的に有効な手段かどうかは分からない。保護命令を申し立てた人が、離婚して、次の人生を歩む積極的な方向に動いているかという点、すべてがそうではない。また、相談しても怖がって申し立てができず、行動に移すことができない人も多いただろう。したがって、最低限の制度といえる。しかし、大切な制度である。
- 当施設にも保護を求めて来る人がいるが、保護命令の制度を利用したという話をあまり聞いたことがない。本日の説明を聞いて、思ったより申し立てが少なかった。まず、シェルターに逃げることは必要だと思うが、その後の制度について知識がない福祉関係者もいるので、もっと周知する必要があるのではないかと思った。
- 複数のツールのうちの一つなので、保護命令が有効に機能するような事案であれば、活用していくことになる。その意味では、広く周知していく必要があると考えている。
- 離婚調停を弁護士に依頼する当事者の中には、既にシェルターで保護されており、保護命令は申し立てないという人もいる。シェルターが充実していると感じている。
- シェルターは24時間体制で対応している。まず保護することは大切だが、その後、制度をうまく活用し、問題解決に向かえばよいと感じた。

イ 家庭裁判所委員会関係

テーマ「少年事件における被害者配慮制度の運用について」

- ・裁判所から少年事件における被害者配慮制度の運用について説明するとともに、模擬手続案内を実施し、意見交換を行った。
- 審判傍聴について、奈良では重大事件が少なく、傍聴の利用は少ないという点だが、全国的にはどうか。一般的には、傍聴したいと考える人が多い

ように思うのだが、認められない事例が多いのか。

- 基本的に、申請があれば、裁判所は認める方向で考える。ただし、少年の心情等を総合的に勘案して、裁判官が判断する。全国的な統計は分からないが、過去の当庁の例では、申請されたものはすべて認められている。
- 奈良家裁における被害者配慮制度の利用状況の一覧表を見せていただいたが、少年事件全体の何割くらいが申請されているのか。事件の全体数が分からないが、ほぼ全事件で申し立てがあってもよいのではないかと感じた。
- 例えば平成21年度の閲覧・謄写申請6件というのは、全事件中の6件ということになる。全事件数からみると、申請は非常に少ない。
- 平成21年度の統計は即答できないが、昨年度の少年事件の新受件数は、約600件であった。
- 少年事件の中には、被害者が存在しない事件もあるが、それでも600件中の6件ということになるので、めったに申立てがないということになる。
- 謄写に限って言えば、民事事件で損害賠償請求を予定している場合には必要となるが、それ以外ではあまり必要性がないと考えられる。
- 少年事件については、軽微な事件が多いということだろう。
- 今回のテーマが被害者への配慮についてということだが、審判まであまり時間がないにもかかわらず、自分で書類を準備しなければならない、謄写費用がかかるなど、ずいぶん配慮が不十分だなと感じた。
- 模擬手続案内の事案は、少年が鑑別所に身柄を拘束されている事件なので、審判期日まであまり時間がなかったが、在宅事件であれば、もう少し時間に余裕があると思われる。
- 被害者の意見陳述は、審判に影響を与えるものなのか。それとも、被害者の心のケアという意味をもっているのか。
- 審判に影響を与える。警察段階での被害者供述調書で、その当時の処罰感情は分かるが、その後、審判までに感情が変化している場合がある。少年が拘束されている場合は、審判までの時間が短いので、被害者と加害者の関係が変わっていない場合もあるが、在宅の場合、事件からかなり時間が経過している場合もあり、その間に加害者が謝罪した結果、被害者の処罰感情が変化する場合がある。
- 最終処遇を決める考慮要素になっているということである。
- 少年法においては、少年の可塑性が重要であり、少年が変わりうることを前提にしている。事件のときは悪くても、審判を受ける段階で変わることが理想である。被害者の話を聞くことで、加害者が変わり、加害者が変わることによって被害者の感情もまた変わるといって、よい循環を狙っている。常にそうなっているとは限らないが、それが理想である。
- 少年が変わる可能性があるということだが、一方では処分を軽くしたい、一方では相応の罰を受けてほしいという双方の思いがあり、判断が難しいのではないと思う。両者の中間点というのは、ある程度決まっているのか。

- 少年法においては、少年がしたことではなくて、今後、当該少年はどうかという観点、要保護性を考慮した処分をすることが理想である。例えば、殺人を犯しても、その少年が真摯に反省して、二度と同じことを繰り返さないとみることができれば、成人よりも短期間の収容処分をする。ただ、その間、刑罰と異なり、立ち直りのための働きかけを受ける。

しかし、近年は、一般社会の考え方も変化しており、被害者の家族にも多大な影響を与えていることから、起こった結果を重視せざるを得ない場合もある。

少年法の理想としては、罪を犯したときの状態を、少しでも改善した状態にして社会に出したい、立ち直ってほしいという思いがある。そのために家庭裁判所調査官が働きかけを行っている。

- 神戸の連続児童殺傷事件が、私が今まで取材した中で一番大きな少年事件だった。当時は、先程説明されたような配慮はほとんどなかったように思う。被害者は加害者に人権を蹂躪され、報道の被害も受ける。その後、審判の結果は何も知らされないという状況であった。最近では配慮されてきているが、それでもまだ不十分であると感じている。また、最近では、報道機関が少年法の精神を配慮した報道をしても、SNSで情報が垂れ流されている。ひどいものでは、全く無関係の人が犯人のように扱われている場合もある。このように少年法の精神が薄れてきている中で、裁判所の被害者に対する情報開示が不十分だと感じることもある。正確な情報が被害者に伝わるようにしなければいけないと考えている。
- 被害者の中には、模擬手続案内の事例のように、積極的に関わりたいという被害者よりも、隠れたい、二度と会いたくないという被害者のほうが圧倒的に多い。

被害者にとっては、警察に相談した際、自分を援助してくれる機関がどこにあるのか知ることができることが大切である。奈良では、弁護士会に窓口があるので、捜査機関である警察や検察庁にPRをお願いしている。

- 弁護士は、加害者の立場からだけではなく、被害者の立場に立った活動にも力を入れている。成人の刑事事件がひとくくりにできないのと同じように、少年事件もひとくくりにできない。一つ重大事件が起これば、少年を厳罰に処すべきだというような風潮は問題だと思う。

□ 家庭裁判所から、意見等はあるか。

- 先程の説明について補足させていただく。少年鑑別所と少年院の違いについて説明すると、少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。少年鑑別所における鑑別は、医学、心理学、社会学、教育学などの専門的知識及び技術に基づき実施され、その結果は、鑑別結果通知書として、審判や少年院・保護観察所での指導・援助に活用される。少年院は、主として、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応

の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設である。

処分について説明すると、処分には、審判不開始、不処分、保護観察、少年院送致、検察官送致がある。審判不開始は、軽微な事件であって、調査等における教育的な働きかけによって再非行のおそれがないと認められた場合に審判を開かずに事件を終わらせる処分である。不処分は、教育的な働きかけを経た上で審判を開き、裁判官による訓戒により事件を終わらせる処分である。保護観察については、少年が、保護観察所から半年ないし1年かけて保護司等の指導を受けることになる。少年院送致は、社会不適應の原因を除去しながら少年の健全な育成を行うため、矯正教育を行う少年院に入れることである。検察官送致には2種類あり、刑事処分相当の場合と、少年の年齢が20歳を超えた場合がある。前者には、①少年が犯行時14歳以上であること、②事件が死刑、懲役又は禁固以上の罪に当たること、③罪質及び情状に照らして刑事処分が相当であると認められることという要件がある。刑事処分相当で検察官に送致された場合、検察官は、その事件について公訴を提起するに足る犯罪の嫌疑があると思われる場合は、公訴を提起しなければならない。年齢超過で検察官送致された場合は、検察官は、特にそのような制約を受けない。

- さらに補足すると、少年事件では、まず調査命令が出る。その調査の結果、裁判官が当該少年に会わなくても大丈夫だと判断できれば、審判を開くことはない。これが、審判不開始である。ただし、その場合でも家庭裁判所調査官が調査を行い、少年に様々な働きかけを行っている。例えば、親を呼んで、なぜこんなことになったのか、どうしたらよいか一緒に考えさせ、親子関係改善に向けた働きかけをしていく。審判不開始といっても、裁判所が何もしていないわけではない。

次に、そこまで軽くみることはできず、審判を開始するが、最終的に処分しない場合が不処分ということになる。これは、被害者に対する謝罪を含め様々な働きかけをした結果、被害者も納得する等、最終的に処分する必要がないと判断される場合である。

それでもまだ心配ならば、保護観察となる。さらに足りない、身柄を拘束しておく必要があると判断した場合は、少年院送致となる。

一般的に少年事件の処分は軽いとされているが、成人事件の大半は罰金刑であり、お金を払ったら終了となる。少年事件については、お金を払ったからといって終わりではない。調査を行ったうえで、初めて処分が決まることになる。

- 成人事件では、検察官と弁護人の対立構造があると思う。少年法では、公正な裁判所と調査官がいるかもしれないが、裁判所の中で調査し、判断するような構造になっている。諸外国も同じような構造になっているのか。
- 少年事件においても、否認していて、事実を争っている場合であれば、今は検察官や弁護士が関与し、対立構造で事件を審理することができるように

なっている。ただ、どのような処分を科すかについては、成人事件のような構造はとらない。その代わり、先程述べた強力な働きかけをすることとなる。

諸外国では、事実関係を判断する手続と処分を判断する手続とが分かれている国もある。

- 刑事事件は、少年事件も含め、ここ数年減少傾向にある。少年の場合は、少子化によって事件数が減少している中、18歳から刑事処分の対象にするという議論が出ており、そうすると家裁も大きな影響を受けることになる。少年事件における被害者への配慮については、本日御説明したとおりであるが、刑事事件においても被害者保護の制度があり、被害者が意見陳述をしたり、直接質問をする等の制度が徐々に整備されてきている。成人事件においても少年事件においても、どのような運用が望ましいか、これからの事件動向も踏まえながら考えていかなければならないと思う。本日、被害者への配慮が不十分であるとの御感想もいただいたので、今後の課題として、検討していきたいと考えている。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成28年3月11日（金）午後1時30分

イ テーマ

- 裁判所の利用者が、裁判所をどのように見ているのか、利用者に対するアンケートを実施してはどうか。その集計結果を報告いただき、委員から意見を述べるというのはいかがか。
- テーマとしては、「利用しやすい裁判所について」ということでよいか
- それで構わない。
- 御意見を踏まえ、事務局で検討させていただく。

（以上）